

令和6年度 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 点検・評価について

(1) 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について、毎年度点検及び評価する。

「豊島区教育ビジョン2019」計画の推進にあたって、課題となっている事項に関連する具体的な取り組みについて点検及び評価を行い、その結果を今後の計画推進のために活用する。

(2) 点検・評価委員会の設置目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

※参考資料「教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱」参照。

2 今年度の点検・評価対象について

(1) 点検・評価対象について

「教育ビジョンの進行管理を行う」という観点から、教育ビジョン2019の基本施策にかかる具体的な事業・取組みの中から選定するほか、現行教育ビジョンの改定時には課題となっていなかった今日的な事業・取組みについても点検・評価を行う。

点検・評価対象
子どもスキップの運営
不登校対策の強化
いじめ防止対策の推進
移動教室の充実
学校施設整備補助金

(2) 公表及び議会報告

ホームページに掲載し区民への周知を図るとともに、区議会にて評価結果を報告する。

【参考】昨年度の点検・評価対象

点検・評価対象
幼稚園運営について
S D G s の達成に向けた取り組み
部活動の充実
文化財の保存と活用の推進
学校施設整備補助金